

誘導施設

都市機能	誘導施設	都市拠点 【都市機能 誘導区域】	地域拠点 【地域拠点 エリア】	定義
行政機能	市役所	○	-	・地方自治法第4条に定める施設
	総合支所	-	○	・地方自治法第155条に定める施設
	消防防災センター	○	-	-
	県の出先機関	○	○	・地方自治法第156条第5項に定める施設（警察署、土木建築事務所等）
介護福祉機能	地域包括支援センター	○	○ ※美祢東地域包括支援センター（秋芳）は美東も対象エリアに含む	・介護保険法第115条の46第1項に定める施設
	総合福祉施設	○	○	・社会福祉法第7条に定める社会福祉協議会 ・社会福祉法第14条第1項に定める福祉事務所
	保健センター	○	○	・地域保健法第18条第2項に定める施設
	子育て支援施設	○	-	・子育て世代の生活や文化・社会活動等を支援するための施設のうち、市全域からの利用を想定するもの
商業機能	大規模小売店舗	○	-	・大規模小売店舗立地法第2条第1項に定める店舗面積1,000㎡以上の施設のうち、日本標準産業分類で「5621 総合スーパーマーケット」又は「5811 食料品スーパーマーケット」に該当する施設
教育文化機能	図書館	○	○	・図書館法第2条に定める図書館
	市民会館	○	-	・地方自治法第156条第5項に定める施設
	地域交流・生涯学習施設	○	-	・地域住民の相互の交流を促進するとともに、生涯にわたって社会教育、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動等を通じて学習を行うための施設のうち、市全域からの利用を想定するもの
公共交通結節機能	交通拠点施設	○	○	・市内主要幹線から民間路線バス等のその他の複数の交通モードへの接続・乗り換えの主要結節点となる施設